

## 武雄アジア大学学術研究員受入れ規程

### (目的)

第1条 本規程は、武雄アジア大学（以下「本学」という。）において、学外の研究者、実務家、または特定の研究機関に所属しない独立した研究者を「学術研究員」（以下「研究員」という。）として受け入れ、本学の研究環境を提供するとともに、共同研究の推進及び研究助成金の獲得に資することを目的とする。

### (研究者の名称及び身分)

第2条 学長は、本学において研究を行う学外の研究者に対し、次の各号に掲げる身分を付与することができる。

- (1) 客員研究員：他機関の本職、または主たる生業を持ち、本学において非常勤で研究に従事する者。
- (2) 研究員：特定の研究機関に所属しておらず、本学を主たる研究拠点として活動する者。
- (3) 特任研究員：前号に掲げる研究員のうち、特別の任務（共同研究など）を課し、活動する者。

### (科研費等の申請資格)

第3条 前条により身分を付与された研究員は、本学の「研究活動を行うことを職務に含む身分」として位置づけられ、科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする公的競争的研究資金の応募資格（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録資格）を有するものとする。

2 前項の申請を行う場合、研究員は事前に学長の承認を得なければならない。

### (受け入れの対象者)

第4条 研究員として受け入れることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学、研究機関等の研究者または研究実績を有する者。
- (2) 企業、官公庁、NPO等において、高度な専門的実務経験を有する者。
- (3) 博士の学位を有する者、またはそれと同等以上の研究能力を有すると認められる無所属の若手研究者。

### (申請)

第5条 研究員としての受入れを希望する者は、本学の専任教員を通じて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究員受入れ申請書
- (2) 履歴書及び研究業績書
- (3) 研究計画書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(研究期間)

第 6 条 研究員の受入れ期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、必要があるときは申請により更新することができる。

2 受入れ期間の更新回数は、研究の特性等を勘案し、学長が別に定める。

(研究不正防止)

第 7 条 研究員は、本学が別に定める研究活動不正防止規程のほか、研究不正防止関係法令等に従い、適切な研究活動を行わなければならない。

(従事)

第 8 条 研究員は、あらかじめ定められた研究計画に従い、共同研究に従事するものとする。

(待遇等)

第 9 条 研究員は、無給とし、旅費、滞在費、宿舍等はすべて本人が負担するものとする。

2 研究者は、本学の教育研究に支障がない範囲において、研究を遂行するために必要な本学の施設及び諸設備を利用することができる。

3 研究員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償は行わない。

(受入れの取消し)

第 10 条 学長は、研究員が本学の諸規程に違反し、又は本学の教育研究に重大な支障を生じさせたときは、当該部局の長からの申出に基づき、当該研究員の受入れの決定を取り消すことができる。

(解任)

第 11 条 研究員が、次の各号の一に該当するときはこれを解任する。

- (1) 研究期間が満了したとき
- (2) 本人から辞任の願出があったとき
- (3) その他研究員として不適当と認められたとき

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、研究員の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。